

金沢市柔道協会 規約

平成16年3月14日 復活制定
平成17年3月12日 一部改正
平成18年3月11日 一部改正
平成20年3月 9日 一部改正
平成29年2月25日 一部改正
令和 2年4月 1日 一部改正
令和 3年5月31日 一部改正
令和 6年4月 6日 一部改正

金沢市柔道協会 規約

第一章 名称及び事務局

第1条 本協会は金沢市柔道協会と称する。（以下「協会」とする）

第2条 協会の事務局の所在地は理事長宅若しくは理事長が指名する事務担当者宅とする。

第二章 目的及び事業

第3条 協会は柔道の普及発展・研究ならびに会員相互の親睦融和を図ることを目的とする。

第4条 協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 大会ならびに各種試合の開催及び後援
2. 講習会ならびに関係行事等の開催及び後援
3. 柔道に関する調査研究
4. 級位審査ならびに石川県柔道連盟への報告
5. 石川県柔道連盟への協力
6. 前各項の他、必要と認める事項

第三章 会員

第5条 協会は原則として金沢市内に居住または勤務及び金沢市を拠点として柔道活動を行う次の者で組織する。会員の種類は正会員（団体会員・個人会員）と協力会員に区分し、下記のとおりとする。

1. 団体会員 金沢市を拠点として活動し、協会の目的に賛同する団体
2. 個人会員 金沢市を拠点として活動し、協会の目的に賛同する者
3. 協力会員 他郡市協会の役員などを担っているが、金沢市を拠点として活動し、協会の目的に賛同する者。協力会員は協会の総会における議決権は有しない。

第6条 前条に規定する会員の協会への入会及び脱会は常任理事会の承認をし、総会にて報告することとする。

第7条 会員として体面を汚し、または趣旨に反する行動が生じたときには、総会の審議により除名することができる。
また、2年間会費の納入がない者は、正会員の資格を喪失するものとする。

第四章 役員・理事

第8条 協会の運営は、理事がこれにあたる。

第9条 協会には次の役員をおく。

- | | |
|--------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 理事長 | 1 名 |

- 4. 副理事長 若干名
- 5. 常任理事 若干名
- 6. 会計 1名
- 7. 監事 1名

第10条 協会役員の仕事ならびに任期は次のとおりとする。

1. 会長、副会長及び理事長は三役会で選任、常任理事会で推薦し、総会で承認する。会長は協会を代表し会務を統裁し、副会長は会長を助け、会長に事故ある時は名簿順に従い指名される副会長がこれを代行する。理事長は会務を統括する。
2. 副理事長、会計および監事は、三役会で推薦し、常任理事会で承認する。副理事長は各事業を分担し、統括する。
3. 常任理事は常任理事会で選任、承認する。常任理事は副理事長と協力し、各事業を中心的に担当する。
4. 役員の仕事は2年とするが、再任を妨げない。

第11条 協会は顧問、参加ならびに相談役を置くことができる。顧問、参加ならびに相談役は総会の議を経て会長がこれを委嘱し、重要な会務について会長の諮問にこたえる。

第五章 機関

第12条 協会に次の機関を置く。

1. 総会
正会員をもって組織し、下記事項他、協会の目的及び事業の遂行に関する事項、会則、諸規定の制定・変更に関する事項、その他本協会の基本的事項を決議する。
①前年度の会計報告、事業報告、当年度の事業計画、予算の審議をする。
②総会の議長は互選とする。
③年1回定時総会を開くものとする。但し、理事三分の一以上の要求があったとき会長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。
2. 三役会
三役会は会長・副会長・理事長で構成し、会長の会務の統裁の諮問機関とする。会長が必要と認めれば他役職も加えることができる。
3. 常任理事会
常任理事会は名誉会長、相談役、会長、副会長、副理事長、常任理事で組織し会務を遂行する。特に緊急を要する場合は常任理事会をもって総会に代わり審議専決、処理することができる。

第13条 第12条の総会、三役会及び常任理事会は、総数の三分の二以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、議事は出席者(委任状を含む)の過半数をもって決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第14条 第12条の総会及び常任理事会においては、議事録を作成し、議長及び議長の指名する者が捺印の上保存する。

第15条 監事は会計の監査に当たる。

第六章 部会の設置

第16条 協会の事業を実施するために次の部会を置く。

1. 大会事業部会
 - ・各種大会（松本薫杯を除く）における各種業務
 - ・各大会における大会要項、組み合わせ、プログラムの作成、会場設営、審判確保、大会運営、大会記録のまとめ等
 - ・県民スポーツ大会の選手選考
2. 松本薫杯担当部会
 - ・松本薫杯における各種業務
 - ・松本薫杯における渉外、大会要項、組み合わせ、プログラムの作成、会場設営、審判確保、大会運営、大会記録のまとめ等
3. 普及部会
 - ・合同練習会の企画運営
 - ・形の指導
 - ・昇級審査会の実施、運営、審査、認定証の交付
 - ・協会の交流活動の運営、実施。それに伴う諸業務
 - ・女子柔道ならびに生涯柔道の振興
4. 総務部会
 - ・協会運営における諸業務
 - ・全日本柔道連盟登録のとりまとめ
 - ・会計

前各号の部会長はその部会を統括し、協会副理事長が務める。各部会の業務ごとの担当は常任理事が務める。各部会には理事からメンバーを若干名指名する。

第17条 部会は、必要に応じ増減できるものとし、常任理事会で決定するものとする。

第七章 昇級審査会

第18条 協会が実施する昇級審査会の級位は1～3級とし、協会が認定し授与する。

第八章 表彰

第19条 協会は次のいずれかの項に該当する本協会の者を表彰の対象とし、また外部団体に推薦するものとする。対象者の選定についてはその都度協議する。

1. 役員として協会の向上、発展のために尽力し、特に著しい功績のあった者。
2. KANAZAWA JUDO 賞
下記①②に該当する個人・団体に対し、KANAZAWA JUDO 賞を授与する。
①予選を勝ち抜き、県以上の代表として出場した全国大会で3位以上の入賞を遂げた団体・個人に対してその健闘をたたえる。
対象：小学生・中学生・高校生(本協会団体会員であること)
3. 指導者として KANAZAWA JUDO 賞の対象者を育成した者、または特に著しい功績のあった者。

第九章 会計

第20条 協会の経費は会費、寄付金、級位審査手数料その他の収入で賄う。

第21条 協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第22条 会計の決算は3月31日とし、決算書は会長もしくは理事長が立会いの下、監事の監査を経て総会に報告のうえ、承認を受けねばならない。

第十章 規約の改正

第23条 協会の規約改正は総会に諮り、承認を得なければならない。

第十一章 付則

《金沢市柔道協会内規》

- ※会 費 会長 30,000 円 副会長 20,000 円 常任理事 10,000 円 理事 5,000 円
理事以外の正会員 3,000 円
- ※激励費 全国大会出場（小中高）団体は 10,000 円、個人は 5,000 円
※但し、県内の予選を勝ち抜いた者
国際大会出場（年齢制限なし）については 10,000 円。
※ただしオリンピック・世界選手権出場についてはその都度協議する。
- ※旅 費 必要があれば県柔道連盟の支給額に準じて支給
- ※後 援 金沢市内の青少年を対象とした大会・講習会を対象とする。三役会で協議する。
- ※国際交流 海外派遣の場合：協会役員、派遣選手に旅費の補助を行う。
※補助額はその都度協議する。傷害保険 3,000 万円を協会で負担する。
- ※慶弔規定 慶事 会員本人に関すること・・・その都度協議
弔事 ■本人の葬儀 香料 2 万円、花輪又は生花一對、弔電
■配偶者の葬儀 香料 1 万円、花輪又は生花片面、弔電
■父母・子の葬儀 香料 1 万円、花輪又は生花片面、弔電
■過去の役員等 その都度三役会で協議する